

27. 広域計画の期間及び改定に関すること

経緯

地方自治法第 291 条の 7 の規定により、広域連合では議会の議決を経て「広域計画」を作成することとされている。

前回の第 3 次計画は「木曾広域連合第 3 次広域計画策定委員会」を設置し策定されたもので、計画期間を平成 20～24 年度の 5 年間と定め、事務事業や調査研究等を精力的に進め、期間中に生じた新たな項目については、町村議会の議決を経て規約を改正し取り組んできた。

今回、第 3 次計画期間の満了に伴う新たな第 4 次広域計画の策定にあたっては、各界や住民の代表 15 名に委員を委嘱し意見を聴取しながら、3 回の委員会を開催して策定した。

課題と今後の方針

設置要綱では、策定委員の任期は策定が終了するまでであることから、この広域計画期間中の事業の進捗状況について、第三者の立場からチェックする機会が必要である。

このため、議会での報告のほか、毎年度決算時に提出する「成果報告書」等の資料を公開し、広く住民の意見を求めていくものとする。

期間等

本計画の期間は、原則として平成 25～29 年度の 5 年間とし、改定は 5 年間を単位に計画期間満了前に行う。

しかし、状況の急激な変化や事務の追加等により、計画内容の変更が必要な場合は、速やかに見直しを行い、議会の議決を経て計画を改定することとする。

施策

- ① 成果報告書の公開（進捗状況のチェックや方向性の確認）
- ② 次期計画の策定（平成 29 年度末までに）